明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

吸収分割公告

平成28年6月27日

株主および保険契約者その他の債権者各位

東京都千代田区有楽町一丁目13番１号
第一生命保険株式会社
代表取締役社長　渡邉光一郎

第一生命保険株式会社（以下、「当社」といいます。）は、吸収分割により第一生命分割準備株式会社（住所：東京都千代田区有楽町一丁目13番１号）（以下、「準備会社」といいます。）に対して、当社のグループ経営管理事業を除く一切の事業に関して有する権利義務を承継させることにしましたので、公告いたします。

効力発生日は平成28年10月１日であり、当社および準備会社の株主総会の承認決議は平成28年６月24日に終了しております。

１．吸収分割会社および吸収分割承継会社の商号、住所ならびに資本金の額

⑴　吸収分割会社

商号	第一生命保険株式会社 ※効力発生日に「第一生命ホールディングス株式会社」に商号変更の予定
住所（本店の所在地）	東京都千代田区有楽町一丁目13番１号
資本金	資本金　3,431億円 ※吸収分割後の資本金は変更ありません

⑵　吸収分割承継会社

商号	第一生命分割準備株式会社 ※効力発生日に「第一生命保険株式会社」に商号変更の予定
住所（本店の所在地）	東京都千代田区有楽町一丁目13番１号
資本金	資本金　１億円 ※吸収分割後の資本金は600億円（予定）

２．吸収分割後における保険契約者の権利に関する事項

当社と準備会社との間で締結された吸収分割契約に基づき、当社は全ての保険契約を準備会社に移転することから、当社との間で締結された保険契約の保険約款に規定する権利についても全て準備会社に移転されます。よって、本吸収分割の前後において保険契約者の権利に変更はありません。

３．吸収分割後における分割対象契約に関するサービスの内容の概要

当社と準備会社との間で締結された吸収分割契約に基づき、当社は全ての保険契約を準備会社に移転することから、本吸収分割の前後において保険契約に関するサービスの内容に変更はありません。

４．計算書類に関する事項

当社：金融商品取引法による有価証券報告書提出済
準備会社：確定した最終事業年度はありません。

５．保険契約者による異議申立について

保険業法第173条の４に基づき、当社の保険契約者は、平成28年８月10日までに、当社の吸収分割に異議を申し立てることができます。

保険契約者による異議申立が次の①および②の双方の条件を満たした場合、本吸収分割は効力を生じません。

①　異議を申し立てた保険契約者の数が、保険契約者の総数の５分の１を上回ること

②　異議を申し立てた保険契約者の保険契約に係る債権の額に相当する金額が、すべての保険契約者の当該金額の総額の５分の１を上回ること

当社の吸収分割に異議を申し立てる場合には、はがきに以下の必要記載事項を明記の上、後記送付先までご郵送願います。

なお、当社の吸収分割に異議がない場合には、この手続きは必要ありません。

〔必要記載事項〕

①　保険契約者の住所および電話番号
②　保険契約者の氏名（自署・押印、フリガナもご記入願います。）
③　保険契約者の生年月日（法人・団体の場合は不要です。）
④　保険契約の証券番号（複数の保険契約を締結いただいている場合は、いずれか一つの保険証券番号をご記入願います。いずれか一つの保険証券番号を記載いただければ、すべての保険契約につき異議があったものとして取扱います。）
⑤　吸収分割に異議を申し立てる旨とその理由

〔送付先〕

〒100―8411
東京都千代田区有楽町一丁目13番１号
第一生命保険株式会社　持株会社移行事務局　宛

〔ご注意〕

・平成28年８月10日までに前記送付先に到着したものに限り有効といたします。
・前記の必要記載事項をもれなくかつ正確にご記入いただいたものに限り有効といたします。

６．上記５．の保険契約者以外のその他の債権者による異議申立について

保険業法第173条の４に基づき、上記５．の保険契約者以外のその他の債権者（以下、「一般債権者」といいます。給付事由発生により保険契約が法的には消滅しているものの、保険金請求権等を有している債権者を含みます。）は、平成28年８月10日までに、本吸収分割について異議を申し立てることができます。

一般債権者が平成28年８月10日までに異議を申し立てた場合には、当社はその債権者に対し、保険業法第173条の４に基づき、弁済または相当の担保の提供等を行います。ただし、本吸収分割によりその債権者を害するおそれがないときは、この限りではありません。

当社の吸収分割に異議を申し立てる場合には、はがきに以下の必要記載事項を明記の上、後記送付先までご郵送願います。

〔必要記載事項〕

①　一般債権者の住所および電話番号
②　一般債権者の氏名（自署・押印、フリガナもご記入願います。）
③　一般債権者の生年月日（法人・団体の場合は不要です。）
④　一般債権者が有する当社に対する債権の内容（債権額および弁済期）
⑤　一般債権者として吸収分割に異議を申し立てる旨

〔送付先〕

〒100―8411
東京都千代田区有楽町一丁目13番１号
第一生命保険株式会社　持株会社移行事務局（一般債権者の異議申立担当）　宛

〔ご注意〕

・平成28年８月10日までに前記送付先に到着したものに限り有効といたします。
・前記の必要記載事項をもれなくかつ正確にご記入いただいたものに限り有効といたします。

７．吸収分割会社に対する金銭等の割当に関する事項

吸収分割契約に基づき、吸収分割会社に対して吸収分割承継会社の株式5,990株を割当てる予定です。

８．吸収分割会社の新株予約権者に対する新株予約権の割当てに関する事項

吸収分割会社の新株予約権者に対する新株予約権の割当てはありません。

９．分割当事会社の直近の事業年度における保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率および保険契約の承継の日に見込まれる保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率

⑴　直近の事業年度の比率

当社：900.8％
準備会社：確定した最終事業年度はありません。

⑵　保険契約の承継の日に見込まれる比率

当社：保険持株会社となることを予定しており、該当事項はありません。
準備会社：877.9％

10．株式買取請求権に関する事項

会社法第785条第１項の規定に基づき、本吸収分割に反対で、株式買取請求権を行使される株主は、効力発生日の20日前の日から効力発生日の前日までの間に、その旨および買取請求者（株主）の氏名または名称、住所、買取請求に係る株式の数、買取請求者の加入者口座コードを書面により当社にご通知ください。そのご通知に当たっては、買取請求に係る株式が記録されている振替口座を開設する口座管理機関に対して以下に記載の買取口座に当該株式の振替申請を行うとともに、個別株主通知の申出の取次請求を行ってください。

振替先口座（買取口座）管理機関	みずほ信託銀行株式会社
口座名義人	第一生命保険株式会社
当社の加入者口座コード	00289700523096900030

以　上

発行所　〒一〇五―八四五五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部九八〇円（本体九一〇円）　（配送料別）